

「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」に関する意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間：

平成19年6月4日(月)から6月18日(月)まで

(2) 告知方法：

電子政府の総合窓口(e-Gov)、環境省ホームページ掲載及び記者発表

(3) 意見提出方法：

郵送、ファックス又は電子メール

2. 御意見の提出状況

意見提出者数： 91団体・個人
(内訳)

		意見提出者数(団体・個人)
民間企業関係	(特定事業者)	6
	(再商品化事業者)	40
	(その他の事業者)	3
事業者団体関係		15
消費者団体・NPO等		3
個人その他		24
合計		91

3. 御意見の概要とこれに対する考え方

提出された御意見の概要及びこれに対する考え方については、別添のとおりです。

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会取りまとめ(案)パブコメ意見に対する考え方

番号	ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
1. これまでの評価と今後の見直しの背景			
1	分別収集量は実績が計画を大幅に下回っており着実に進展していない。	2	プラスチック製容器包装の分別収集量の実績は計画に比べ低くなっていますが、法施行後、分別収集を実施する市町村数は大幅に増加しており、分別収集が着実に進展してきているものと理解しています。
2. 各再商品化手法の評価			
2	材料リサイクルの再商品化率を高める取組を積極的に行うべきである。	1	材料リサイクルに関しては、異物や汚れの除去の徹底や材質別処理の進展を通じて分別基準適合物の質が向上することにより、再商品化率の向上が図られる可能性を有していることから、今後、こうした方向性に沿った関係主体による取組が進められるべきと考えます。
3	一番低く設定されている材料リサイクルの収率を見直すべきである。	1	今後の技術動向や処理状況等により、必要に応じて見直しが行われるものと考えます。
4	環境負荷分析(LCA分析)については課題も明確になってきており継続して検討すべきである。	3	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
5	環境負荷分析(LCA分析)については、検討の主体及び結論を得る時期を明確化し、また、結果についても公表すべきである。	4	LCA分析については、環境負荷の項目等の比較対象や比較範囲、前提条件の設定、根拠となるデータのばらつきといった点から、なお精査が必要であることから、今後も継続的に検討を行っていくべき旨記述しており、検討結果については公表されるべきと考えます。
6	環境負荷分析(LCA分析)については、今後も継続して検討を進め、その結果が得られ次第、材料リサイクル手法優先の見直しを含め、平成21年度以降の入札選定方法等に反映させるべきである。	21	プラスチック製容器包装に係る再商品化の実施に当たっては、今後の技術動向や処理の実施状況、LCA分析等の科学的知見の把握及び評価を通じて必要に応じて見直しを行うなど、状況の変化を踏まえ柔軟に対応すべきと記述されており、これを踏まえ、十分な情報を把握した上で適切に対応されるものと考えます。
3. 見直しの基本的な方向性			
7	環境負荷分析(LCA分析)については、現在検討を進めている(財)日本容器包装リサイクル協会の検討委員会での検討状況を公開し、プラスチック製容器包装の製造及び利用事業者や、再商品化事業者など関連事業者の参加による検討の場の新たに設置すべきである。	2	(財)日本容器包装リサイクル協会に設置されたプラ再商品化に関する環境負荷等検討委員会の検討結果については、公表される予定です。検討結果を踏まえつつ、引き続き検討を継続することとされています。
8	環境負荷分析(LCA分析)では評価できない化学物質による汚染評価や再商品化製品の価値などの評価方法についても検討すべきである。	2	LCA分析については、環境負荷の項目等の比較対象や比較範囲、前提条件の設定、根拠となるデータのばらつきといった点から精査を行うこととされています。また、再商品化製品の最終的な利用状況等に関する情報の把握にも努めることとされています。
9	今後得られる知見、評価を踏まえ毎年度見直しを行い、より効果的・効率的な再商品化の実施を目指すべきである。	2	プラスチック製容器包装に係る再商品化の実施に当たっては、今後の技術動向や処理の実施状況、LCA分析等の科学的知見の把握及び評価を通じて必要に応じて見直しを行うなど、状況の変化を踏まえ柔軟に対応すべきと記述されており、これを踏まえ、十分な情報を把握した上で適切に対応されるものと考えます。
10	再商品化手法の見直しへの基本的方向として、継続的かつ広範囲に、再商品化手法の変化状況や、環境負荷分析の動向を把握し、かつ各主体が情報を共有できる仕組みとして、自治体、事業者、消費者(例えば3R推進マイスター等)などによる情報交換の場を設け、その情報を各主体にフィードバックする体制が必要である。	2	プラスチック製容器包装に係る再商品化の見直しの基本的な方向性としては、今後の技術動向や処理の実施状況、LCA分析等の科学的知見の把握及び評価を通じて必要に応じて見直しを行うこととされています。また、各主体がコミュニケーションを図り、分別排出・分別収集・再商品化に関する相互理解を深め効率的な再商品化を実施するため、地域モデル事業を実施すべきとされています。
11	中期的な取組みの必要性が書かれ、その間材料リサイクル優先を続けるとされているが、中長期的課題への取組みスケジュールを明示するべきである。	1	中長期的課題については、本取りまとめを踏まえ今後検討されるものと考えます。
12	特定の手法の優位性を示すには至らなかった中で、平成20年度からの措置として示されたところであることから、今後の再商品化技術や科学的評価手法の進歩を踏まえ、材料リサイクル手法優先を見直すべきである。	14	プラスチック製容器包装に係る再商品化の実施に当たっては、今後の技術動向や処理の実施状況、LCA分析等の科学的知見の把握及び評価を通じて必要に応じて見直しを行うなど、状況の変化を踏まえ柔軟に対応すべきと記述されており、これを踏まえ、十分な情報を把握した上で適切に対応されるものと考えます。

13	再商品化の技術動向や処理の実施状況、LCA分析等の科学的知見の把握及び評価に当たっては3年から5年の知見、データに基づくものでなければ客観性が得られないことから、5年間程度の実施期間を考慮すべきである。	9	今後の技術動向や処理の実施状況、LCA分析等の科学的知見の把握及び評価を通じて必要に応じて見直しを行うなど状況の変化を踏まえ柔軟に対応することが基本的な方向性とされており、これを踏まえ十分な情報を把握した上で適切に対応すべきものと考えます。
14	材料リサイクルの優先を継続する理由が見当たらないことから、再商品化手法として材料リサイクル手法の優先的取扱いに拘泥し続けるべきでない。	12	それぞれの特徴を有する多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつ、資源の有効利用と環境負荷の低減を目指し、再商品化を効果的かつ効率的に実施するべきとされています。 材料リサイクルについては、分別収集における異物や汚れの除去の徹底や材質別処理の進展を通じて分別基準適合物の質が向上することにより、再商品化製品が容器包装として繰り返し再生利用されている白色トレイに準じた再商品化率及び再商品化製品の品質の向上と費用の低減といった再商品化の効率化が図られる可能性を有していると考えられます。このため、中長期的な取組が進展するまでの間は再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に限り、材料リサイクル手法を優先的に取り扱うこととされたものです。なお、再商品化の実施に当たっては、状況の変化を踏まえ柔軟に対応するべきとされています。
15	材料リサイクルは中小の事業者が多いと思えることから、悪質な事業者は別として、厳格化しすぎて淘汰させるのではなく育成していくような制度とするべきである。	1	入札に当たっての材料リサイクル手法優先の品質基準については、再商品化手法のバランスのとれた組合せの確保に留意しつつ、品質の向上のためのインセンティブ効果が適切に発揮されるよう、事業者による対応状況を勘案して適宜見直しを行うべきとしております。
16	特定の手法の優位性が明確となっていない現状においては、特定の手法の構成比が過半数を超えないよう運用すべきである。	6	資源の有効利用と環境負荷の低減を目指し、それぞれの特徴を有する多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつ、再商品化を効果的かつ効率的に実施するべきとされています。
17	材料リサイクルの全体の質が高められるまでの一定期間は、一定の上限(例えば50%)を設けるべきである。	1	入札に当たっての材料リサイクル手法優先の品質基準については、再商品化手法のバランスのとれた組合せの確保に留意しつつ、品質の向上のためのインセンティブ効果が適切に発揮されるよう、事業者による対応状況を勘案して適宜見直しを行うべきとしております。
18	多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保する観点から、サーマルリサイクルについて、その実施に向けて環境負荷分析(LCA分析)、実地検証、試行を早急に進めるべきである。	9	サーマルリサイクルに関する御意見については、今後の施策検討の参考とすべきものと考えます。
19	バランスの取れた組合せを重点にするのではなく、まずは、資源の有効利用並びに環境負荷の低減を図るにはどの手法がベストかを考え、それを第一義的に実施すべきである。	1	プラスチック製容器包装に係る再商品化の実施に当たっては、今後の技術動向や処理の実施状況、LCA分析等の科学的知見の把握及び評価を行うことが必要と考えます。特に、LCA分析については、環境負荷の項目等の比較対象や比較範囲、前提条件の設定、根拠となるデータのばらつきといった点から、なお精査が必要であることから、今後も継続的に検討が行われるべきものと考えます。
20	材料リサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルとカテゴリー分けすることは、環境負荷低減の観点から手法の選択を見えにくくすること、また名称と手法が合わない部分があるのでカテゴリー分類を止めるべきである。	1	プラスチック製容器包装に係る再商品化の実施に当たっては、今後の技術動向や処理の実施状況、LCA分析等の科学的知見の把握及び評価を通じて必要に応じて見直しを行うなど、状況の変化を踏まえ柔軟に対応するべきと記述されており、これを踏まえ、十分な情報を把握した上で適切に対応されるものと考えます。
21	白色トレイに関する安全性評価、特にポストコンシューマーの使用済み白色トレイを再商品化した食品用途向けの容器包装に対して、食品安全委員会でのリスク評価がなされた経緯はなく、また業界基準であるポリオレフィン等衛生協議会の自主基準でも認証の対象とはされていない現状から、「容器包装への再商品化にあたっては、いまだ実施されていない食品安全基本法に基づいたリスク評価を必須課題と明示」するが、「容器包装に繰り返し利用されている」との記述を削除するなどの措置を求める。また、プラスチック食品容器包装の再商品化に際しては、排出抑制と、食の安全・安心の二つの観点での評価・検討が必須であり、容器包装自体を繰り返し再使用する場合でも、食品安全基本法の認証等の第三者認証を取得する事を明記すべきである。	2	白色トレイについては、再商品化製品が容器包装として現に繰り返し再生利用されている事例があることを踏まえ記述しているものです。食品の安全に関する事項は、本審議会の検討内容ではありませんが、今後の施策検討の参考とすべきものと考えます。
22	識別表示の検討に際しては、表示が過度にならないなど、効果的、かつ現実的な表示の有り方を検討すべきである。また、猶予期間についても設けるべきである。	4	識別表示については、消費者にとって分かりやすいより大きな表示や、分別に活用しやすい容器包装の素材・形状に応じた表示等とともに、これに対応した収集区分の細分化と併せて検討することとされています。
23	「特定事業者による容器包装の機能維持や使用の合理化(リデュース)と両立する形での単一素材化・非塩素系素材化に向けた更なる取組み」との記述は、根拠に乏しく妥当性を欠くものと判断されること等から削除されるべきである。	10	容器包装の機能維持や使用の合理化と単一素材化・非塩素系素材化の関係については、審議会における委員等からの指摘を踏まえたものであり、また、単一素材や塩素系素材の使用を制限するものではありません。

24	塩素系素材について、現時点で非塩素系素材への転換を促進する合理的理由は存在しない。また審議会における審議でも、非塩素系素材へ転換を促進すべき合理的な根拠は示されておらず、また審議会における意見としても再生事業に直接関わる委員からも非塩素系素材へ転換すべきとの意見は出ていないことなど、「非塩素系素材化」の記述は削除すべきである。	1	再商品化の実施に当たっては、分別基準適合物に含まれる塩素が再商品化製品の利用に支障を生じさせることから、再商品化事業者等からその除去の必要性が指摘されたことを踏まえたものであり、塩素系素材の使用を制限するものではありません。
25	「単一素材化」と言う表現は、リデュースに大きな貢献を果たしている複合素材を否定する意味と解釈される懸念が高いことから、例えば「使用材料の簡素化」のような表現に変えるべきである。	1	単一素材化・非塩素系素材化については、容器包装の機能維持や使用の合理化と両立する形で取組を推進することが適切と考えており、複合素材や塩素系素材の使用を制限するものではありません。
26	素材の表示方法・異物除去の改善を含めて特定事業者に対して分別収集の質の向上を求めることが、有効かつ効果的である。	1	分別収集の質の向上の観点から、特定事業者による容器包装の材質等の工夫について記述しています。
27	材料リサイクルの品質向上を図るには分別収集の在り方や容器包装の材質等、PP、PE等の表示をはじめ容器包装の分かりやすい表示を行うとともに、リサイクル出来るものと出来ないモノの区別を分かりやすく説明するなど、消費者に適正な分別排出を行うための情報の提供に努める必要がある。	2	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
28	「再商品化製品が一定の品質基準を満たす」ためには、まず、一定基準のペール品質を設け、その基準を満足するペール品を材料リサイクルに優先的に取り扱うべきである。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
29	モデル事業の考え方は、主体間の連携に資する点から賛成である。	4	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
30	優先性を保持させる材料リサイクル手法の条件として、一定の品質基準を設けるだけでなく、再商品化製品の供用場所にもある程度の制限を設けるべきである。	1	今後の施策検討の参考とすべきものと考えます。
31	資源の有効利用と環境負荷の低減を目指すためには、日々の努力が必要であり、毎年入札によって状態の異なるペールが入荷してくる状況では、本来の目的にあったリサイクルを目指すことは困難であることから、数年間の複数年契約を導入すべきである。	2	まずは、分別収集の質の向上に向けて改正容器包装リサイクル法に基づき創設された資金拠出金制度の活用や消費者の判断の参考となるガイドラインの策定等に取り組むべきと考えます。
32	材料リサイクル手法の厳格化で、中小の再商品化事業者が淘汰されると燃料リサイクルへの道を閉鎖するのではないかと危惧する。ケミカルリサイクルのより具体的な情報提供や、燃料リサイクルへの懸念をできるだけ排除できる状況を作るべきである。	1	入札に当たっての材料リサイクル手法優先の品質基準については、再商品化手法のバランスのとれた組合せの確保に留意しつつ、品質の向上のためのインセンティブ効果が適切に発揮されるよう、事業者による対応状況を勘案して適宜見直しを行うようにすべきとされています。
4. 今後の再商品化の在り方			
(1) 入札における材料リサイクル優先の取扱い等について			
33	質の高い再商品化の実施を確実に担保するため、(財)日本容器包装リサイクル協会は、再商品化事業者や再商品化製品受入先への立ち入り調査を行い、帳票類の整備状況、製品の管理状況を把握し、公表すべきである。	12	質の高い再商品化の実施を確実に担保するため、品質基準の遵守状況を確実に把握できるよう、(財)日本容器包装リサイクル協会の実施体制の充実を図ることが必要である旨記述しています。
34	品質の遵守状況を適切に確認するためには、例えば「抜き打ちチェック」にて行うなど、恣意性を排除することが必要不可欠である。	2	
35	一定の品質基準を満たす場合に限り材料リサイクル手法を優先的に取り扱うことを平成20年度から実施することについて、市町村の分別収集徹底化のための3年程度の改善期間の後に実施すべきである。	1	分別基準適合物の質の向上と質の高い材料リサイクルの推進については共に重要な課題であり、併せて行っていくべきものと考えます。

36	品質基準について、より高い品質を求めるのであれば検討が不十分であり、再度、慎重に検討すべきである。	8	品質基準については、再商品化手法のバランスのとれた組合せの確保に留意しつつ、品質の向上のためのインセンティブ効果が適切に発揮されるよう、事業者による対応状況を勘案して、今後検討されるものと考えます。
37	品質基準については、何を基準とするのか(製品中の塩素分のみならず)、適切な基準を誰がどのように設けるのか、結果を公表するべきである。	2	具体的な品質基準の項目、数値等については、本取りまとめ案を踏まえ今後検討されるものと考えます。
38	塩素分0.3%について、この塩素分とは可燃性塩素か全塩素かを明らかにし、また、0.3%と設定した根拠を明確にすべきである。	1	再商品化製品利用事業者からのヒアリングにおける御意見等を踏まえ、あるべき高い品質基準の例示として審議会で議論されたものであり、具体的な項目、数値等については、本取りまとめ案を踏まえ今後検討されるものと考えます。
39	取りまとめ案のどこにも「0.3%」の根拠がない。例示とはいえ、審議会が根拠も示さず定量的な数値を記載すべきでない。	4	
40	材料リサイクル手法優先の品質基準として、塩素・水分に加え、資源性の高い再商品化を実現するため、主成分についても基準を定めるべきである。	2	
41	品質基準として再商品化製品の品質確保ため、塩素分のみならず主成分基準を設けるべきである。一方、水分は工程管理項目であることから、品質基準としての水分は除外すべきである。	2	具体的な品質基準の項目、数値等については、本取りまとめ案を踏まえ今後検討されるものと考えます。
42	質の高い再商品化事業者の区分けの方法としては、塩素分(0.2%以下)、水分(0.5%以下)の基準に加えて、異物量(40メッシュ通過のベレット)に関する審査項目も追加するべきである。	3	
43	優先性を保持させる材料リサイクル手法の条件として、一定の品質基準を設けるだけではなく、「CO2排出量等の環境負荷」についても条件を設けるべきである。	6	CO2排出量等のLCA分析については、なお精査が必要とされていることから、現状において入札に当たっての優先の条件とすることは困難と考えます。
44	ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルにおいても塩素分の品質基準が必要である。	1	ケミカルリサイクル・サーマルリサイクルにおいて具体的な品質基準の項目・内容を定める上での参考とすべきものと考えます。
45	品質基準については、処理の状況、資源の有効利用性、環境負荷の状況等を毎年把握し、手法のバランス確保と環境負荷の低減を両立させるべく、毎年柔軟に見直すべきである。	8	入札に当たっての材料リサイクル手法優先の品質基準については、再商品化手法のバランスのとれた組合せの確保に留意しつつ、品質の向上のためのインセンティブ効果が適切に発揮されるよう、事業者による対応状況を勘案して適宜見直しを行うようにすべきとされています。
46	分別基準適合物の質が向上されていない現状において、材料リサイクルの再商品化に対して一律に高い品質基準を設定することは時期尚早であり、その前に、分別基準適合物に塩素系容器包装が混入しないような処置を講じるべきである。	1	非塩素系素材化に向けた取組を始めとする分別基準適合物の質的向上と質の高い材料リサイクルの実施については共に重要な課題であり、併せて行っていくべきものと考えます。
47	再商品化手法ごとに上限値を設定し、上限値を超える入札を排除することに賛成である。	2	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
48	上限値を設けることは必要であると思うが、年々の下がり幅が急であり、そこにどのような理論値があるのかわからない。ただ、「安くすれば良い」という考え方で上限値を設定すべきでない。	1	入札に当たっての上限値は、再商品化における費用対効果の適正化を図るため、再商品化業務の実施状況を勘案しつつ十分な客観性をもって定められた標準コストを踏まえ、設定されているものと考えます。
49	材料リサイクル残渣は塩素濃度が高く、有効利用方法が限定されることから、各事業者に任せるのみでなく、国として具体的指針を出すべきである。	1	「材料リサイクルにより生じる残渣については、単純焼却ではなく、ケミカルリサイクルやエネルギー利用による有効利用を求めることが適切である」と今後の在り方を記述しています。
50	マテリアルリサイクルの残さの50%をケミカル・サーマルリサイクルに利用した方が効果的である。	1	「材料リサイクルにより生じる残渣については、単純焼却ではなく、ケミカルリサイクルやエネルギー利用による有効利用を求めることが適切である」と記述しています。
51	材料リサイクルにより生じる残渣について、単純焼却ではなく、ケミカルリサイクルやエネルギー利用による有効利用を求めることについて賛成である。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。

52	材料リサイクル残渣についてエネルギー利用等による有効利用の義務化は処理費用の上積みにつながる事が予想されることから、社会コストの低減から考えるべきである。	2	材料リサイクルにより生じる残渣のエネルギー利用等による有効利用については、既に多くの再商品化事業者において実施されている状況等を勘案したものです。処理費用については、再商品化手法ごとの標準コストを踏まえた上限値の設定により対応されるものと考えます。
53	残渣の有効利用には賛成だが、現状の引取り側の状況を考えると「脱塩素分」を早急に行わないと実現化は難しいと考える。特にRPF化を進める場合は必要不可欠と考える。また、「ガス化溶融炉」を利用したいと考える場合、地域によっては近くに施設がなく遠方にしかない、民間施設だとコストが高すぎるなどの問題も含んでいる。市町村の処理施設も併用して利用できる体制づくりも必要である。	1	残渣の有効利用に向けた今後の施策の参考とすべきものと考えます。
(2) 分別収集の在り方について			
54	再商品化製品の質の向上を図るためには、全国共通の分別排出・分別収集ガイドラインを策定するべきである。	5	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
55	ガイドラインの策定は選別の目安にはなるが、「分別収集の対象から除外する」と堂々と除外品をつくることは容り法の根底を覆すことになる。	1	再商品化に適さない容器包装廃棄物が残渣として処理されている現状を踏まえれば、分別基準適合物の質の向上の観点から分別収集の対象から適切に除去するといった目安を示すことは、法の趣旨に反しないと考えます。
56	分別ガイドラインの作成とともに、創設された拠出金制度をもう少しPRして活かすべきである。	1	今後の施策検討の参考とすべきものと考えます。
57	社会的コストの削減を図り、環境負荷を低減するためには、基本的に再商品化できるものだけを消費者は分別排出し、市町村は分別収集することを徹底すべきである。また、トータルな社会コストの削減のため、エネルギー利用などに積極的に取り組むべきである。	1	今後の施策検討の参考とすべきものと考えます。
58	市町村にとっては市民への理解を求め、質の高い分別収集をし、選別施設からより良い分別基準適合物を排出することが必要である。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
59	家庭で使用されるラップフィルムは、その他プラの分別対象外であることを各自治体において徹底すべきである。	1	今後は、消費者が分別排出を行う際の判断の参考となるガイドラインを策定し、周知を図る必要があるとされています。
60	材料リサイクルの品質面について、大幅な改善の実現が極めて困難なことは、完全施行以降の7年間で実証されている。フランスのようにペットボトル等のボトルを対象を絞って収集するか、白色トレイのように消費者が容易に識別でき、かつ均質なものに対象を絞り込むなどのプラスチックの分別収集対象物の見直しを早急に実施すべきである。	1	材料リサイクルの質の向上については、改正容器包装リサイクル法に基づき創設された事業者が市町村に資金を提出する仕組みの活用や本取りまとめ案を踏まえた再商品化の実施により、改善が図られるものと考えます。
61	単一素材と複合素材に分けるなど分別収集の細分化を図ることが、再商品化の合理化を図る上で有効である。	2	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
62	収集区分の細分化は、市町村のコスト面を考えるといろいろと問題があると考えられ、実現可能な範囲で慎重に対応すべきである。	1	収集区分の細分化の検討については、「市町村→消費者の対応可能性や事業者による分別排出→分別収集がより容易な容器包装の利用状況に十分に留意しつつ」進めることと記述しているところです。
63	再商品化手法によって対応出来る素材、分別に対する要求度合いが異なることから、保管所毎の再商品化手法と切り離して、いたずらに分別収集の細分化するべきではない。	1	今後の施策検討の参考とすべきものと考えます。
64	単一素材と複合素材を分別する方法は導入されるまでに時間を要すると思われることから、品質ランクに応じて手法を振り分ける(良い自治体は材料リサイクル、悪い自治体はケミカルリサイクル)方法をまずは始めるべきである。	1	今後の施策検討の参考とすべきものと考えます。

65	「PPやPE等の単一素材で形状により容易に判別できるものの分別収集」は材料リサイクルとしておおいに効果的であるが、この分別収集をより効果的にできるのは、市町村よりむしろ販売店での店頭回収である。	1	今後の施策検討の参考とすべきものと考えます。
66	効率のよいリサイクルを推進していくために、「リサイクルのゆくえが見える」ようにすべきである。また、自治体で集めた廃プラスチックを原料にした「再生ごみ袋」など再商品化製品の利用が進むよう国で支援策を講ずるべきである。	1	容器包装リサイクルに関する地域住民の一層の理解と協力を得るため、再商品化製品の最終的な利用状況及び環境負荷に関する情報の把握と提供に努めるとともに、事業者、地方自治体及び国は、再商品化製品を利用したプラスチック製品の代替製品の販路の拡大を検討すべきとされています。
67	分別排出を行う消費者の理解を得るため、分別排出のためのガイドラインやコールセンターを整備するほか、ごみの減量実績・ごみ組成の変化等、分別収集の成果に関する情報を消費者に提供し、啓発に努めるべきである。	2	消費者の理解と協力を得るため「消費者が分別排出を行う際の判断の参考となるガイドラインを策定し、その周知を図る必要がある。」や「再商品化の実施に当たっては、再商品化製品の最終的な利用状況及び環境負荷に関する情報の把握と提供に努めることが必要である」と記述しています。
(3) 地域における連携の推進について			
68	モデル事業の実施にあたっては、地域の意向を踏まえた仕組みを是非確立すべきである。	5	
69	モデル事業実施に際し、自治体が地場企業の育成等の目的で特定の再商品化事業者と結びつき、再商品化の効率を犠牲にすることがないよう、入札においては公平性を保つとともに、再商品化の状況について、資源有効利用と環境負荷の低減の観点から、評価を行うとともに、その結果を公表すべきである。	3	
70	モデル事業は、早期に対象となる市町村を選定し、関係者の協力により実行に移し、その評価をもとに計画的に広域化を図るべきである。	1	
71	モデル事業において市町村が再商品化手法の選択をする際には、市民との協力体制、啓蒙活動につながるという論点での選択を求める。	2	モデル事業に関しては、「モデル事業の評価に当たっては、分別収集の質の向上、再商品化の効率化(製品の品質向上、費用低減)の向上、環境負荷の低減等の観点から評価・公表を行うことが考えられる」としており、この趣旨に沿って、今後入札方法や評価・公表の実施など具体的な内容が検討されるものと考えます。
72	地域住民の方々には、環境学習の場として再商品化施設をオープンにし、「モノ」を大切に、「排出を抑制する」などの理解を深める場として活用してもらうべきである。	1	
73	モデル事業の成果については、実態調査を行い、評価するとともに、速やかにその評価結果を国民に公表するべきである。	3	
74	ゴミの持つ地域性を勘案して、モデル事業を強力に推し進め、水平展開することが大切と考えるが、その際に、多年度入札のメリット・デメリットについても評価すべきである。	1	
75	モデル事業は、固形燃料化を含め実施すべきである。	1	固形燃料化については、緊急避難的・補完的な取扱いとされているため、モデル事業における再商品化手法としては想定されていません。
76	連携の推進においては、リサイクルだけではなく、3Rを考慮した製品設計が進むよう、特定事業者と再商品化事業者の連携を強化すべきである。	1	特定事業者による容器包装の材質等の工夫について、再商品化事業者との意見交換に努めることの必要性についても記述しています。
77	消費者がリサイクル現場を目の当たりにしてこそ分別基準が明確になると推測されることから、再商品化施設の見学受け入れ等環境教育の取組を入札の登録要件に加えるべきである。	2	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
78	製品の利用についても市民の認識の向上を図ることが必要である。	2	御意見のとおりと考え、「再商品化製品の最終的な利用状況及び環境負荷に関する情報の把握と提供に努めることが必要である」旨と記述しています。

79	見学者等の受け入れも含めて「総合評価方式」による入札を提案する。また「容器包装リサイクル法」が本来のリデュース・リユース・リサイクルの目的に向かっていくよう、実際の運用、法の在り方が検討されるべきである。	1	前段については「(財)日本容器包装リサイクル協会は、再商品化施設の見学受入れなどの環境教育の取組を実施することを入札に当たっての再商品化事業者登録の要件とするべきである」と記述しているところ。また、後段については御意見のとおり容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図るよう、法運用や法制度の在り方について検討することが必要だと考えます。
(4) 容器包装の材質等の工夫について			
80	複合素材イコールリサイクル不適性素材という議論には異論がある。複合素材の取り扱いに関しては、単一素材と同等のリサイクル適性を有する素材(PP・タルク等)について、リサイクル適性などの環境負荷低減性が検証されたものは、単一素材に準ずる扱いとする仕組みを検討すべきである。	2	単一素材化・非塩素系素材化については、材料及び構造面での工夫を通じた再商品化が容易な容器包装の事例として記述しており、こうした工夫のなされた複合素材の使用を制限するものではありません。
81	「単一素材化・非塩素系素材化など」は大いに進めるべきである。	3	
82	塩素系素材はほとんどの再商品化手法において再商品化の障害になっており容器包装素材として好ましくないことから、特定事業者から意見を聴取し特段の理由がない限り、期限を設けて塩素系包装素材は廃止すべきである。	2	単一素材化・非塩素系素材化については、容器包装の機能維持や使用の合理化と両立する形で取組を推進することが適切と考えており、複合素材や塩素系素材の使用を制限するものではありません。
83	塩素系素材や複合素材を多用する事業者に何らかのペナルティーを課すべきである。	2	
84	再商品化が容易な容器包装の技術開発、規格化、使用は推進すべきである。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
85	特定事業者は、高齢者、子ども、外国人等にとって分かりやすい材質の表示であること、分別、洗浄、リサイクルしやすい容器包装など、社会にやさしいより積極的な商品開発を進めるべきである。	4	御意見のとおりと考え、特定事業者による分かりやすい適切な材質等の表示や再商品化が容易な容器包装の技術開発等の必要性について記述しているところ。
86	複合素材でも、リサイクル適性及び環境負荷の低いことが認められるものは、単一素材に準ずる方向で検討すべきである。	1	単一素材化については、材料及び構造面での工夫を通じた再商品化が容易な容器包装の事例として記述しており、こうした工夫のなされた複合素材の使用を制限するものではありません。
87	一般消費者に材質表示を基に細分化を要求しても不可能であり、表示を大きくしても同じである。	1	収集区分の細分化の検討に関しては、「市町村・消費者の対応可能性や事業者による分別排出・分別収集がより容易な容器包装の利用状況に十分留意しつつ」進めることとされています。
88	消費者一人一人が容器包装廃棄物の分別内容について一層理解出来るよう容器包装の分かりやすい適切な表示とするべきである。	1	御意見のとおりと考え、容器包装に分かりやすい適切な材質等の表示を行うことの必要性について記述しているところ。
89	「PP・PE等の表示をはじめ、容器包装に分かりやすい適切な材質等の表示を行うとともに、容器包装廃棄物の洗浄や減容化等消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供の徹底や再商品化事業者との意見交換に努めることが必要である。」は賛成である。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
(5) 再商品化製品の利用拡大について			
90	販路拡大について新しい制度の創設と併せて既存制度を見直すべきである。	1	既存制度を含め、販路の拡大を検討すべきとされています。
5. その他			
91	プラスチック製容器包装リサイクルについて全く取り組んでいない市町村はペナルティーを課す制度が必要である。	1	
92	ごみ処理費の負担増を回避するため、プラスチック製容器包装を分別収集しないで焼却している自治体もあり、このような自治体が増えないような対策を速やかに講ずるべきである。	1	本取りまとめ案に直接関係する御意見ではありませんが、紹介させていただきます。
93	都市部では新たにプラスチック製容器包装の分別収集を行おうとする際に、圧縮梱包を行う中間処理施設の確保がたいへん困難な状況となっており、「プラスチックの圧縮保管施設から有害物質が発生するのではないか」等との周辺住民の懸念を払拭するため、国はモニタリング調査を実施する等地域住民が安心できるように情報公開等対策を講ずるべきである。	1	